令和4年度

南あわじ市

財政援助団体等監查報告書

南あわじ市監査委員

1	補助金交付的	山体語	宣金																						
	(対象団体:	南石	あわ	じ	市	歴	史	を	活	カゝ	した	たま	ち	づ	<	り	実	行	委.	員	会)			
1	監査の根拠	心等		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	監査の種類	頁•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	監査の対象	₹•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	監査の着間	点		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
5	監査の実施	拉内名	• 容	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
6	監査の結果	₹•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
7	監査意見・	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
П	公の施設指定	≘管⋾	里者	監	査																				
п	公の施設指定 (対象施設:						じ島	島ま	きる	ごし	と食	きの打	処点	〔施	設	「唐	豊富	冰	産!	物证	直灵		證	<u>'</u> .])
I		南あ	かり				じ島 •	島ま	:る •	~" <u> </u>	上食•	き の打	処 点	〔施	設•	「農	· •	· •	産 [!]	物 _正	直灵•		記:	<u>'</u> .)
	(対象施設: 監査の根拠	南あ 见等	かり				じ! •	急ま	: る ・	- •	业 食	き の打	処点 •	(施 •	設	「虎	· •	· •	産· •	物ii •	直灵•	· ·	运 設•	•	
1	(対象施設: 監査の根拠 監査の種类	南 <i>あ</i> 心等 頁・	かり				じ! •	ま	: る ・ ・	•	上金•	き の打・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	処点 • •	〔施 • •	設 • •	「農・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	さ	· ·	産· •	物i •	直。		· •		9
1 2	(対象施設: 監査の根拠 監査の種類 監査の対象	南ある	。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				じ! • •	事 。	· · · ·	•	と 食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ま のi	如 点	施 • • •	設 • • •	「唐		· · ·	産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	物 ^[]	直引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· •		9
1 2 3	(対象施設: 監査の根拠 監査の種類 監査の対象 監査の着間	南等・・点	うわし・・・・・・				じ. • • • •		:る・・・・・	•	上食.		如点••••	i施 • • • •	設 • • • •	「	変を	· · ·	産.	物:	直。		•		9 9 9
1 2 3 4	(対象施設: 監査の根拠 監査の種類 監査の対象 監査の実施	南等・・点内	うわし・・・・・・				じ!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!		:る・・・・・・	•	上食•••••	さ の!	如点 • • • •	施 • • • • •		「農・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	さ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	産	物:	直。	き施 • • • • •			9 9 9 9

I 補助金交付団体監查

(南あわじ市歴史を活かしたまちづくり実行委員会)

1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査(補助金交付に関する事務)

※ 本監査をより効率的に行うため、対象とした補助金交付に係る団体を 所管する部署に係る管理事務等が適正に実施されているかを検証する監 査を同時に実施したので、これについても当報告書に併せて記載するも のとする。

3 監査の対象

(1) 団体

南あわじ市歴史を活かしたまちづくり実行委員会

(2) 所管部署

教育委員会社会教育課

(3) 監査の範囲

財政援助を与えている南あわじ市歴史を活かしたまちづくり実行委員会の令和3年度及び令和4年度(令和4年度は令和4年4月1日から同年7月31日まで)における当該財政的援助に係る出納その他の事務及び当該団体を所管する部署に係る管理事務を監査の対象とした。

4 監査の着眼点

監査は、以下の項目について重点的に実施した。

- (1) 所管部署関係
 - ア 補助金等の交付目的、補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上 の必要性は十分か。
 - イ 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助(以下「補助金等」)という。)の決定は法令等に適合しているか。
 - ウ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- カ 補助金等の効果、条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等がある場合、同様の確認がなされているか。
- キ 補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。
- ク 補助金等交付による効果等を評価し、補助金の必要性の見直すための 仕組みがあるか。
- ケ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の 見直しをする必要があるものはないか。

(2) 補助金交付団体関係

- ア 団体内で補助金交付の目的及び条件について、周知及び統制がなされているか。また、監査役、監事等は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 実績報告、精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還 金の返還(貸付金については、元利金の償還)時期等は適切か。
- キ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の 交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ク 定款、規約、経理規程等諸規程等は整備されているか。
- ケ 現金、預金通帳、銀行印、補助金等で購入した財産(備品)等の管理 は適切になされているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の期間等

令和4年10月3日から同年12月19日まで 関係職員等の説明を聴取した日

ア 事前審査

日程: 令和4年10月18日

対象:教育委員会社会教育課

イ ヒアリング

日程:令和4年11月8日

対象:教育委員会社会教育課及び南あわじ市歴史を活かしたまちづく

り実行委員会

(2) 監査の方法

ヒアリング(審査)の実施に当たり、事前に所管部署へ概要資料作成及 びその作成資料から事業の効果測定等を依頼するとともに、ヒアリング時 に当該資料の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署及び補助金交付団 体に対して聴き取り調査を実施した。

6 監査の結果

上記1から5までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった補助金交付団体に係る出納その他の事務については、おおむね適正であると認められたが、補助金交付に係る市の事務については、早急に改められたい事項が見受けられた。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(1) 補助の目的

松帆銅鐸を始めとした南あわじ市や淡路島の文化や歴史を、市内外に普及啓発することを通じて、豊かな文化、人間性あふれる教育を創造し、人と人との交流を生み、郷土愛を育むまちづくりに寄与するため。

(2) 補助の概要

ア 補助金交付団体

1	寸	体(か 名	称	南あわじ市歴史を活かしたまちづくり実行委員会
2	設	立名	平 月	日	平成 29 年 7 月 6 日
3	主 の	たる 所	事 務 在	所地	南あわじ市市善光寺 22 番地 1
4	設	立	目	的	平成27年に「松帆銅鐸」が発見され、これを機に、民間活用を行い、郷土愛の醸成と歴史文化遺産を観光振興に役立てる。
(5)	役	ļ		数	7 人
6	監	查	役	数	1人
7	事	務局	職員	数	4人
8	事	業	内	容	松帆銅鐸及び地域の歴史文化遺産の普及啓発 ・魅力ある事業の企画運営 ・ガイドの育成 ・情報発信 玉青館(松帆銅鐸展示室)の魅力アップ ・銅鐸グッズ(ミュージアムグッズ)の充実 ・ワークショップの企画・運営
9	参			考	松帆銅鐸(弥生時代に作られた釣鐘型の青銅器) 平成27年4月 銅鐸7点発見 令和3年2月19日 市指定文化財

※⑤~⑦は令和4年4月1日現在の数値である。

イ 補助金交付に係る基本的な事項

松帆銅鐸PR補助金の交付に関する基準(内規)(以下「内規」という。) により交付されている。

- (ア) 補助金の種類
 - a 松帆銅鐸 P R 補助金
 - b その他教育委員会が認める補助金
- (イ)補助金額の算定方法予算の範囲において、教育委員会が定める額
- (ウ) 補助金の交付方法

年1回の概算払い(精算は実績報告書による)

なお、当該内規には、補助対象経費や補助金額の算定方法等について 十分な記載が見受けられなかった。

また、当該年度の残金について返金不要とする規定があった。

(3) 補助の実施状況

(単位:円)

	元年度	2年度	3年度	4年度
団体総支出額	2, 098, 297	3, 032, 867	3, 018, 562	2,000,000
(補助対象経費)	2, 098, 297	3, 032, 867	3, 018, 562	2, 000, 000
交付確定額	2, 000, 000	3, 000, 000	3, 000, 000	
(概算交付額)	2,000,000	3, 000, 000	3, 000, 000	2,000,000

[※] 令和4年度の団体総支出額・補助対象経費は予算ベース、概算交付額は 7月末までの支出

(4) 団体の収支決算状況

令和3年度収支決算状況

収入の部 (単位:円)

科目	予算額 ①	決算額 ②	差引②-①
補助金	3, 000, 000	3, 000, 000	0
参 加 費	100,000	129, 700	29, 700
雑 収 入	50,000	45, 315	△4, 685
前年度繰越金	431, 263	431, 263	0
合 計	3, 581, 263	3, 606, 278	25, 015

支出の部 (単位:円)

科目	予算額 ①	決算額 ②	差引①-②
会 議 費	10,000	2, 400	7, 600
事務費	30,000	336	29, 664
普及啓発事業費	1, 100, 000	1, 747, 495	△647, 495
企画実践事業費	440,000	392, 787	47, 213
イベント事業費	1, 470, 000	875, 544	594, 456
予備費	531, 263	0	531, 263
合 計	3, 581, 263	3, 018, 562	562, 701

収入 3,606,278 円 - 支出 3,018,562 円 = 翌年度繰越金 587,716 円

(5) 所管部署自己分析

ア 補助金の効果

ワークショップの開催回数増に伴い、参加者数が増えたことにより玉 青館入場者数が増加傾向にある。地場産業の瓦と銅鐸をコラボレーショ ンしたワークショップ、作業所で玉ねぎ和紙を素材とした「御城印」を 作成し、ふるさと納税の返礼品に使うなど新しい活動が増えている。

イ 補助金の効果から考えられる課題等

グッズの売上げやガイド料など自主財源による補助金に頼らない自立 運営を行うこと。安定して活動し続ける人の確保。

(6) 補助金交付団体自己分析

ア 事業実施に係る効果

ワークショップの開催回数増に伴い、参加者数が増えたことにより玉 青館入場者数が増加傾向にある。地場産業の瓦と銅鐸をコラボレーショ ンしたワークショップ、作業所で玉ねぎ和紙を素材とした「御城印」を 作成し、ふるさと納税の返礼品に使うなど新しい活動が増えている。

イ 事業実施に係る今後の課題と取組方針

松帆銅鐸が7点全部揃い、PR方法がマンネリ化しないように新しい ものを取り入れながら企画運営していく必要がある。

7 監査意見

(1) 総括

補助金は、市民や民間の団体等が行う公益性の高い事業や活動を奨励又は育成するために、市から反対給付を求めることなく金銭的給付を行うもので、その原資は市民の貴重な税金であることから、公益性の高さだけでなく、公平性や透明性の確保を図り、事業の成果、効果について不断の検証を行い、市民への説明責任を果たすことが必要である。

今回、所管部署の自己分析及びヒアリング等による監査並びに補助金交付団体の出納その他の事務で当該財政援助に係るものの監査を実施したところ、補助金交付に係る成果・効果・課題等を認識して、事務を執行していたものの、早急に改められたい事項が見受けられたので、次に掲げる

事項について対応されたい。

なお、今回の監査は、複数ある補助金交付事務のうちから抽出して実施 したものであり、これ以外の補助団体を所管する部署においても同様のケ ースがある可能性は否定できない。関係部署にあっては、所管する団体の 内容を確認するとともに、適切な対応をとられたい。

(2) 個別事項

ア 所管部署に係る事項

(7) 指摘事項

返金不要とする規定について

所管部署が定めた内規第8条では「当該年度の残金においては、実 行委員会の自走を目的とするための次年度の資金とすることとし、返 金は行わない」ものと規定している。

一方、本補助金は南あわじ市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づき全額を概算払により交付していることから、その精算手続は南あわじ市会計規則第 46 条において準用する同規則第 44 条の規定(精算による残金があるときは返納を求める)に従うべきものと考えられる。

したがって、「返金は行わない」とした本内規の規定は、これに矛盾 し適切とはいえないため、早急に削除する等の措置を講じられたい。

なお、実行委員会の令和3年度決算において返金不要とされた剰余 金は、令和4年度予算において予備費として計上されており、補助対 象事業以外の用途に使用された形跡はない。

所管部署にあっては、この剰余金が補助金を原資としたものか、あるいは、実行委員会が行った補助対象事業以外の収入を原資としたものかを確認し、結果として前者であった場合は、可能な限り早急に補助対象経費へ充当する等の措置を実行委員会へ指示されたい。

(イ) 注意事項

補助金交付に必要な事項の規定について

補助金を公平性・透明性を担保しながら交付していくには、①どのような団体・事業等に対して補助金を交付するか(補助対象者・補助対象事業)、②補助対象事業のうちどのような経費に対して補助金を交

付するか(補助対象経費)、③補助対象経費のうちどの部分を補助金額 計算の対象とするか(補助対象基準額)、④補助対象基準額のうち何割 を補助するか(補助率)等々のルールが必要であり、これらは補助事 業者や市民へ明確に示し、説明されることが求められる。

本補助金交付に当たって、所管部署が定めた内規には、交付の基準 等は定められているものの、前述の要素を全て備えているとはいえな いものであった。

このため、内規では「松帆銅鐸PR補助金」「その他教育委員会が認める補助金」に区分されているが、実行委員会へ補助金が交付される際には、実行委員会が行う事業に即して明確に区分されていない、補助対象事業から生じた収入は、補助対象経費から差し引いて補助金額を算定することが一般的とされているところ、本補助金の算定ではこれがされていない等、本来、補助金交付に必要とされる取決めが厳格に運用されていなかったと言わざるを得ない。

今後、適切に本補助金を交付するため必要な事項を内規に規定する とともに、その運用に当たっても十分留意されたい。

イ 補助金交付団体に係る事項

補助金交付団体に係る指摘等事項は見受けられなかったが、所管部署 に係る事項について、協議されたい。

Ⅱ 公の施設指定管理者監査

(南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」)

1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者に係る事務)

※ 本監査をより効果的に行うため、対象とした公の施設を所管する部署 に係る管理事務等が適正に実施されているかを検証する監査を同時に 実施したので、これについても当報告書に併せて記載するものとする。

3 監査の対象

(1) 公の施設

南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」

- (2) 指定管理者 あわじ島まるごと株式会社
- (3) 所管部署 産業建設部食の拠点推進課
- (4) 監査の範囲

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を活用した施設について、令和3年度及び令和4年度(令和4年4月1日から同年7月31日まで)のあわじ島まるごと株式会社に行わせた当該施設の管理に係る出納その他の事務及び所管部署の指定管理に係る事務を監査の対象とした。

4 監査の着眼点

監査は、以下の項目について重点的に実施した。

(1) 所管部署関係

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、条例等で定める必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- カ 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を 行っているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金 の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。 また、領収書類の整備及び保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の期間等

令和4年10月3日から同年12月19日まで 関係職員等の説明を聴取した日

ア 事前審査

日程:令和4年10月18日

対象:産業建設部食の拠点推進課

イ ヒアリング及び実地調査

日程:令和4年11月8日

対象:産業建設部食の拠点推進課及びあわじ島まるごと株式会社

(2) 監査の方法

ヒアリング(審査)の実施に当たり、事前に対象施設に係る指定管理に 関する概要等資料の提出を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料の 説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署及び指定管理者に対して聴き取 り調査を実施した。また、対象施設に赴き管理状況等を確認した。

6 監査の結果

上記1から5までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設指定管理者に係る出納その他の事務は、指定管理等の目的に沿って行われ、また、当該指定管理に係る市の事務についても、一部に注意を要する事項はあったものの、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われ、おおむね適正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(1) 施設の概要

所 在 地	南あわじ市八木養宜上 1408 番地
土 地	敷地面積 10, 155. 71 m²
施設	鉄骨造2階建(対象施設は1階部分) 延床面積 1,896.85 m ² (1階部分)
設置時期	平成 27 年 3 月 14 日
設置目的	淡路島の農畜水産物の販売等を通じ、生産者と消費者 相互の交流を図り、農畜水産物・淡路島の観光資源の情報を発信することにより、市の農漁業振興、ひいては市 全体を活性化するため。

(2) 指定管理者の概要

名 称 (所在地)	あわじ島まるごと株式会社 (南あわじ市八木養宜上 1408 番地)				
代 表 者	代表取締役 原口 和幸				
組織	役 員:取締役4人(うち代表取締役1人)、監査役1人 正社員:7人				
	パート:23人 (令和4年4月1日現在)				
	市 出 資 額 30,000千円 (24.98%)				
市との関係	役員の兼務等 取締役(副市長が兼務)				
	他の指定管理事業なし				

(3) 指定管理の状況

ア 選定方法等

選定方法	非公募
指定の議決	第 59 回南あわじ市議会定例会にて可決 (議案第 102 号 平成 26 年 12 月 17 日議決)
指定の期間	平成27年3月14日から令和7年3月31日まで
指定管理料	令和3年度:9,000,000円 令和4年度:9,000,000円
利用料金制	採用している。
主な業務	農畜水産物の販売、農畜水産物を使った飲食物の提供、農畜水産物・淡路島の観光資源の情報発信、施設使用に係る利用料金の徴収、施設の管理運営及び維持修繕等。
営業時間	午前9時から午後6時まで
定 休 日	1月1日及び1月2日並びに毎週火曜日(臨時営業あり)

イ 利用の状況

令和元年度から令和4年度までの利用実績は、次表のとおりである。 令和4年度は7月末日までの実績であるため、令和2年度と令和3年度を比較すると、1日当たりの売上が85,951円(6.0%)減少している。 これは、主に新型コロナウイルス感染症の影響に対する消費促進等の事業の効果が令和2年度に大きくもたらされ、利用者数1人当たりの売上

高が増加したことによるものと考えられる。

農畜水産物直売施設利用状況

	区 分	元年度	2年度	3年度	4年度※4
稼働	動日数 (日)	321	319	313	107
利月	用者数(人) ※1	616, 073	531, 970	520, 632	225, 550
直売店	売 上(円)※2	463, 707, 361	483, 607, 000	447, 608, 000	190, 886, 609
フード	利用店舗数(件)	2	2	2	2
コート	利用料金(円)※3	3, 376, 081	2, 790, 910	3, 135, 454	730, 000

- ※1 利用者数は年間延べ人数
- ※2 出荷者が得る収入を含む金額(税抜)
- ※3 金額は税抜
- ※4 令和4年度は7月末時点、それ以外の年度は年度末時点

ウ 収支の状況

令和3年度における農畜水産物直売施設の収支の状況は、次表のとおりである。

収入額 284,662,875 円に対して支出額 276,489,107 円であり、当期収支差額は 8,173,768 円となっている。収入(利益)の主なものは、仕入品売上 194,694,507 円、売上手数料 60,088,172 円などである。支出(損失)の主なものは、仕入高(売上原価)150,123,517 円、給料手当・賞与・役員報酬57,294,911 円、水道光熱費11,031,024 円などである。

令和3年度 農畜水産物直売施設収支状況(税抜)

収入(利益) (単位:円)

科目					予算額①	決算額②	2-1
仕	入	묘	売	上	234, 340, 000	194, 694, 507	\triangle 39, 645, 493
売	上	手	数	料	61, 420, 000	60, 088, 172	△1, 331, 828
売	上值引	き及	び戻	り高	△1,740,000	$\triangle 1, 291, 653$	448, 347
受	入	補	助	金	0	10, 000, 000	10, 000, 000
雑		収		入	9, 940, 000	18, 036, 395	8, 096, 395
賃		貸		料	3, 120, 000	3, 135, 454	15, 454
	台	ì	計		307, 080, 000	284, 662, 875	\triangle 22, 417, 125

支出(損失) (単位:円)

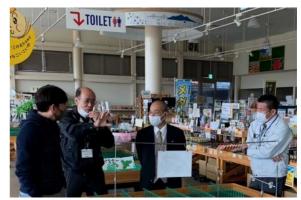
						N. 44	(1 1 2 : 1 ;)
科目					予算額①	決算額②	1)-2
仕入高 (売上原価)					175, 130, 000	150, 123, 517	25, 006, 483
	給料手当·賞与·役員報酬				57, 010, 000	57, 294, 911	△284, 911
法	定	福	利	費	6, 770, 000	5, 590, 502	1, 179, 498
福	利	厚	生	費	1, 050, 000	988, 266	61, 734
旅	費	交	通	費	120, 000	129, 656	△9,656
水	道	光	熱	費	12, 160, 000	11, 031, 024	1, 128, 976
広	告	宣	伝	費	990, 000	1, 046, 904	△56, 904
販	売	促	進	費	1, 200, 000	564, 842	635, 158
交		際		費	380,000	69, 455	310, 545
支	支 払 報				1, 020, 000	1, 114, 000	△94, 000
通		信		費	1, 110, 000	1, 426, 404	△316, 404
消	耗	備	品	費	6, 670, 000	3, 210, 639	3, 459, 361
事	務	消	耗 品	費	1, 100, 000	827, 213	272, 787
保		険		料	1, 060, 000	935, 592	124, 408
修		繕		費	4, 000, 000	4, 034, 497	△34, 497
新	聞	図	書	費	120, 000	200, 384	△80, 384
研		修		費	1, 660, 000	129, 254	1, 530, 746
車		両		費	390, 000	347, 328	42, 672
施	設	管	理	費	4, 210, 000	2, 342, 119	1, 867, 881
賃		借		料	90, 000	133, 000	△43, 000
支	払	手	数	料	3, 300, 000	4, 309, 597	△1, 009, 597
諸		会		費	300, 000	280, 341	19, 659
寄		付		金	30,000	0	30,000
会		議		費	50, 000	145, 171	△95, 171
租	禾		公	課	150, 000	172, 738	△22, 738
衛		生		費	950, 000	750, 000	200, 000
減	価	償	却	費	12, 430, 000	6, 635, 149	5, 794, 851
支	払	IJ ~	ー ス	、 料	2, 170, 000	1, 901, 449	268, 551
外		注		費	300, 000	4, 084, 003	△3, 784, 003
農	場	管	理	費	280, 000	525, 926	△245, 926
出	荷	者	管 珥	費	80, 000	327, 359	△247, 359
雑				費	300,000	323, 430	△23, 430
営	業	外	費	用	0	57, 437	△57, 437
固	定資	資 産	除去	却 損	0	437, 000	△437, 000
固	定資	資 産	圧	宿損	0	10, 000, 000	△10, 000, 000
繰	延貨	至 産	償	却 損	0	5, 000, 000	△5, 000, 000
		合	計		296, 580, 000	276, 489, 107	20, 090, 893
<u></u>							•

エ 施設管理の状況 (実地調査)

農畜水産物直売施設へ赴き、事務作業及び営業に利用する区画の管理 状況を確認したところ、防火シャッター、消火器など法令等で定められ た設備、新型コロナウイルス感染予防対策として、手指消毒液などが備 えられていた。また、現金の保管場所には施錠をする等注意を払ってい た。他には、施設の清掃も適切に行き届いていると感じられるなどおお

むね適正に管理されていた。

なお、夏季における直売所の 暑さ、ショーケースからの排熱 に係る対策や事務室における書 類の保管スペースの確保が課題 であり、所管部署と協議しなが ら、対策を検討しているとのこ とであった。



管理状況の説明を受ける様子

7 監査意見

(1) 総括

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的で設置し、利用するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上を図ることで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に創設されたものである。

本市においても、指定管理者制度を活用する施設は、令和4年4月1日 現在で57施設あり、公の施設の管理運営に当たって、欠くことのできない 制度となっている。この制度の仕組みには、根拠規定である地方自治法だ けではなく、公の施設、行政法、契約等に関係する法令や原則などが関わ っており、制度の運用に当たっては、これらについての広い理解が求めら れる。また、変化する社会経済情勢や多様化する住民ニーズ等に対応する ため、施設の現状やあり方について検証及び見直しを継続的に行い、より 効果的で効率的な管理運営に努めることも求められる。

今回、所管部署及び指定管理者へのヒアリング、施設の実地調査等によ

り監査を実施したところ、法令等の趣旨に合致した基本協定書等の取決め に従って、指定管理者及び所管部署が連絡調整を行いながら、それぞれの 役割を果たし、施設の適正かつ効率的な管理運営に努力されており、その 事務の執行についてはおおむね適正と認められたが、一部に注意を要する 事項等が見受けられたので、次に掲げる事項について検討・取組をされた い。

なお、今回の監査は、指定管理者制度を活用する施設のうちから抽出により実施したものであり、これ以外の施設を所管する部署においても同様のケースがある可能性は否定できない。関係部署にあっては、施設の管理運営状況を改めて確認するとともに、必要性が認められた場合には、適切な対応をとられたい。

(2) 個別事項

ア 所管部署に係る事項

(ア) 注意事項

管理運営業務とそれ以外の業務の区分について

『南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設指定管理仕様書「農畜水産物直売施設」』WI1(1)に規定する毎年度終了後に提出する報告書には、管理運営業務と自主事業の収支状況を記載するとあるが、令和3年度の報告書に記載された収入のひとつである雑収入が生じる業務のうち一部に、管理運営業務又は自主事業のいずれの区分に当たるか明確ではないものがあった。

指定管理料は、管理運営業務の収支状況を明確に把握した上で決定する必要があるものと考えられることから、対象の業務内容を指定管理者に確認するなどにより明確に把握し、その業務が管理運営業務か自主事業のいずれに該当するかを、指定管理者制度を所管する部署である総務企画部財務課と協議した上で決定し、必要となる手続を早急に進められたい。

(4) 要望事項

a 利用料金の適切な運用について

現行の利用料金は、令和2年4月以降の利用料金として、市が承

認したものであるが、協議及び承認の手続が口頭により行われていたため、これらに関する文書等が残されていない状況である。このことは、意思決定に至る経緯等の検証、市民に対する説明責任の履行等の面で、制度の運用は十分ではなかったと言わざるを得ない。よって、今後これらの手続を行うに当たっては、令和2年1月に指定管理者制度の所管部署が発出した利用料金制度の運用に関する取扱いを確認する等により、適切に処理されたい。

また、利用料金は、『南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物直売施設」指定管理に関する年度協定書』(以下「協定書」という。)第5条第2項において規定されており、農産物、精肉及び水産物に係る利用料金は、明確に記載しているが、加工品に係る利用料金は売上金額の20%以上40%以内と、フードコードに係る利用料金は1ブース当たり月額200千円以内と明確には記載していない。フードコートに係る利用料金については、協定書に記載された利用料金の範囲内で定めたもので、所管部署から提供のあった指定管理者が作成した一覧表により内容を確認できるが、加工品に係る利用料金については、対象の品目に応じて設定される利用料金を網羅して記載したような一覧表はなく、出荷者に対する説明は口頭により行われている状況である。これらのことは、出荷者に対する説明責任・透明性の確保の面で、取扱いが十分ではないと考えられることから、協定書や出荷者に提示する説明資料などにおいて、利用料金を明示するよう努められたい。

b 施設の管理運営に必要とされる点検、報告等の把握について 当該施設の管理に必要とされる建物・設備に係る法定点検や運営 に必要とされる許可等について、所管部署は包括的な管理ができて いなかった。

指定管理者においては、関係官庁等からの通知などにより、処理 を進められているが、万が一、漏れが生じた場合には、罰則の対象 になることが考えられることから、所管部署においても必要とされ る点検等を明確に把握し、事務処理に遺漏が生じないよう努められ たい。

イ 指定管理者に係る事項

(ア) 注意事項

所管部署に係る注意事項に同じであるから、所管部署と協議のうえ、 適切に対応されたい。

(化) 要望事項

所管部署に係る要望事項 a に同じであるから、所管部署と協議のうえ、適切に対応されたい。